

国立大学法人長岡技術科学大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>昭和 51 年、社会的要請に応えるため、大学院に重点を置いた工学系の新構想大学として創設された本学の使命は、健全な社会の発展に必要な学問技術を創造・構築するとともに、これに携わる独創的・指導的な能力ある人材を育成し、かつ開かれた大学として社会に貢献することにある。</p> <p>本学の目標は、「技術科学大学」という名に示されているとおり、「技学」すなわち「現実の多様な技術対象を科学の局面から捉え直し、「学理」と「実践」の融合から、技術体系を一層発展させる技術に関する科学」の創出を目指し、教育研究を行うことである。</p> <p>このような観点から、主として高等専門学校卒業生を受け入れ、学部 - 大学院修士課程の一貫教育体制の下で、社会の変化に柔軟に対応できる豊かな実践的・創造的能力を備え、人間性に富んだ指導的技術者を養成するとともに、社会構造の変化に対応した高度な実践的研究を展開し、产学共同教育研究の推進など広く社会との連携協力を図ろうとするものである。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置くものとする。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>学部 大学院修士課程を通じての目標 ・高等専門学校卒業生や専門高校卒業生等を幅広く受け入れ、個々の学習歴に応じたきめ細かな教育を行うことにより、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者を育成する。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>学部 - 修士一貫教育における具体的方策 ・第 1 学年入学者が第 3 学年進級時に、専門的知識を修得した高等専門学校からの第 3 学年編入学者と同等の専門的知識を修得できるよう、カリキュラムを改善・充実する。 ・国際化等を踏まえ、実務訓練（インターンシップ）について、海外実務訓練を充実する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境、人類の文化的・経済的活動など、技術科学をとりまく諸事情を理解し、広い視野を持って人類の幸福と持続的繁栄に技術科学を応用する意義を正しく認識した技術者を育成する。 ・技術科学の開発と実践につき、社会に対する責任を自覚し、説明する能力を有する技術者を育成する。 ・地域、国家、国際的規模で技術科学の開発を実践する視野を持ち、また、その基礎となる意思疎通能力を有した技術者を育成する。 ・社会の変化に対応し、新しい情報を柔軟に取り入れることができ、生涯を通じて自己の能力を高めることができる技術者を育成する。 ・技術科学の専門分野に関し、確固たる基礎知識に立脚した専門性と応用力を有した技術者を育成する。 ・新しい技術科学分野を開拓する創造力を有した技術者及び研究者を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学士課程では JABEE (日本技術者教育認定機構) 資格認定の導入を推進する。 ・技術革新に対応できる力をつける教育を行うため実験・実習等の内容を充実する。 <p>教養教育における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養教育科目について、柔軟で的確な判断力を育成するため、人文・社会科学系科目を充実し履修方法の改善を行う。 <p>基礎自然科学教育における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習歴の入学者に対し、「技学 技術科学」のどの分野でも最低限必要な基礎学力を身につけさせるような教育体制を強化する。 <p>外国語教育における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語教育について資格試験等の具体的目標を取り入れる等、授業の充実を図る。 ・学部3・4年、修士課程を通じて英語力の向上を図る。 ・第二外国語については、開講言語の多様化を推進し、広い国際的視野を培う。
<p>大学院修士課程における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等専門学校専攻科修了生等を対象とした高度な実践的技術者養成を行う。 <p>大学院博士後期課程における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会からの要請に応じ、新たな領域分野の人材養成プログラムの創始・強化を図る。 ・従来の博士課程における人材養成に加えて、企業における研究ないし開発を管理し、組織化できる指導的人材の育成を図る。 ・より高度の研究・開発を担うことのできる研究者、技術者を養成する。 	<p>大学院修士課程の教育における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な総合的判断力を育成するため、共通科目として人文・社会科学系科目を充実する。 ・可能な分野においては、実務訓練内容と最先端研究を関連づけた教育、柔軟で幅広い視点の思考方法の養成について、周辺分野と連携した教育指導体制の改善・充実を行う。 <p>大学院博士後期課程の教育における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院修士課程の経営情報システム工学専攻の教育・研究をより高度化し、またバイオテクノロジーに関する教育を更に拡充強化するための体制を充実する。 ・研究能力の高度化を図るため、複数教官による指導、プロジェクト研究・共同研究への参画等、教育・研究指導体制を充実強化する。 ・学会での研究成果の積極的発表及び質の高い学術雑誌への論文投稿を推進する。 ・優れた研究計画への研究費配分等専門分野での自主的な研究活動を支援する。
<p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドミッション・ポリシーを公表し、これに応じた適切な入学試験を実施する。 ・外部からの進学者を含めた多様な学生の受け入れと入学者の質の向上をめざし、選抜方法の多様化を推進する。 	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学全体のアドミッション・ポリシーに応じて、各課程・専攻についてもアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、ホームページ等を利用して公表する。 ・本学の入試情報については、学生募集要項、大学案内等の冊子を適切に配布するとともに、本学のホームページの充実や広報誌の発行等により広く情報を伝達する。また、電子メー

	<p>ルの活用等を含めて入試相談体制を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1学年入学対象者については、オープン・キャンパス（大学見学・説明会）充実により本学に関する情報を提供するとともに、高校生・高校教員等の学内見学を受け入れ、高等学校側との意思疎通を図る。また、高大連携事業（スーパーサイエンスハイスクール等）の活動を充実する。 ・第3学年入学対象者については、オープン・ハウス（高等専門学校学生対象のインターナーシップ）、オープン・キャンパスの充実や出前授業の積極的実施により本学の教育内容・研究環境を紹介するとともに、本学教員による高等専門学校訪問や高等専門学校教員との教員交流集会を積極的に行い、高等専門学校側との意思疎通を図る。 ・高等学校・高等専門学校の学生・教職員等に対する意識調査及びその分析を通じて、相互理解を深める。 ・第1学年入学対象者、第3学年入学対象者のみならず、他大学卒業見込み者をも対象とした大学院に関するホームページその他の広報を充実し、教育研究情報の積極的提供を行う。 ・第1学年入試において、専門高校等向けの推薦入試との整合性を考慮しつつ、普通高校及び中等教育学校卒業（見込み）者の推薦入試を検討するとともに、高校2年生修了見込者の受験の可能性やアドミッション・オフィス（AO）入試の導入を検討する。 ・多様で質の高い入学者を獲得するため、入学者の選抜試験における成績と入学後の成績等の調査を継続的に実施し、入学者選抜方法の改善に反映させる。また、入学志願者の資質を適切に評価するため潜在的能力の評価を含めた面接の方法などを工夫する。 ・高等専門学校専攻科の教育に協力するプログラムの導入を検討し、高等専門学校専攻科から大学院に受け入れる学生の質の向上を図る。 ・外国人留学生の受け入れに関し、学術交流協定校との連携強化、遠隔試験、渡日前入学許可を実施する。AOTS（海外技術者研修協会）経由の受け入れ、ツイニング・プログラム（海外の大学との連携教育プログラム）の実施に加え、日韓共同理工系プログラムにも配慮し、全学生に対する留学生の比率を1割程度まで高めるように努力する。
<p>教育課程に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学理と実践の融合による教育を目指し、学部・修士一貫教育を基本とし、技術科学の応用の意義を理解させ、高度の知識や技術、能力を備えた技術者・研究者を効果的に育成するために合理的な教育課程の編成と改革をめざす。 ・優秀な大学院生が、複眼的視野や複合領域における思考・研究能力を獲得することができるシステムを確立する。 ・修士課程に高等専門学校専攻科を修了した社会人を対象とした新しいプログラムを設ける。 	<p>教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部・修士一貫教育を推進するため、学士課程と修士課程の連動したカリキュラム編成を充実し、コース制の導入を推進する。 ・教育課程の編成において、企業等に役立つ技術者を養成するという視点を強化するための新たな取り組みを行う。 ・開設授業科目、カリキュラム編成、履修方法を定期的に見直し、必要な改善を行うことにより、教育の高度化を図る。 ・大学院課程においても、幅広い知識を身に付けるためのカリキュラムの充実を図る。 ・修士課程において、高等専門学校専攻科修了の社会人に対して、専攻科教官、社会人が所属する企業と本学教官が連携協力し、企業の意向を反映した高度職業人養成のための教育

<ul style="list-style-type: none"> ・博士後期課程において、社会人に対する教育を強化する。 ・留学生に対するきめ細かな教育課程を整備する。 <p>教育方法に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学生に応じた効果的な教育方法の実現を通じて、学生の興味と理解を高め、学力を向上させる。 <p>成績評価等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な評価基準を設定して公表し、これに基づいた公平かつ合理的な成績評価を実現する 	<p>を推進するための体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士後期課程において、技術士等国際化に対応した高度専門職業人資格取得も視野に入れるなど社会人に対する教育体制の整備を行う。 ・留学生の日本語能力に応じた日本語や日本事情の効果的な教育の充実を図る。 ・教官の留学生アドバイザー制の実施によるきめ細かな指導を図る。 <p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課程・専攻ごと及び各授業初回のガイダンスを工夫して、学生への授業の情報提供を充実する。 ・学力のレベルに応じた能力別クラス編成や学習歴に応じた履修指導、少人数教育、学力不足の学生への補習教育を強化する。 ・授業担当教員間の連携を図り、実験・演習を含む講義等授業相互の関連づけと系統化を進め、その内容を学生に周知する。 ・進級の基準をより明確にし、学生への個別指導体制を充実する。 ・学生と教員との接触の機会や時間を増やし、きめ細かな指導を行えるよう、オフィスアワーの充実や活用、学級担任制の充実を図る。 ・大学院課程において、複数教員によるアドバイザー制を充実する。 ・学内授業へのeラーニングの積極的活用、他大学との単位互換の一層の推進等、教育方法の多様化を推進する。 ・シラバスについてわかりやすさや統一性等を考慮して改善し、内容を充実する。 <p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各講義の達成目標と成績評価基準を明確にし、その公表を推進する。 ・成績評価基準及び単位認定基準の客觀性、厳格性、透明性を高めるシステムを構築する。
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>適切な教職員の配置等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の要請に応じ効果的・効率的な教育を実施するための適切な教職員の配置を行う。 ・教養教育を効果的に実施するための教員体制を整備する。 ・専任教員の教育活動を効果的に補助する体制を整備・充実する。 	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな教育プログラムの実施、その他教育の進展等に適切かつ柔軟に対応するため、学内定員を見直し、再配置等を行う。 ・教養教育を担当する組織間の連携を強化し、他の教員も参画する教養教育の責任体制の組織を整備する。 ・学部における実験・実習等の科目、1・2年の自然科学系科目的補習教育、基礎的教育などにティーチング・アシスタント(TA)の有効活用を図る。 ・学部及び大学院における実践的教育の効果的支援体制として、シニア・テクニカル・アドバイザーモード(学外の熟練技術者により学生実験・演習の指導・助言を行う制度)の充実を図る。 ・大学院における自主的、独創的な技術開発能力育成のため、企業等と連携した教育体制の整備・充実を図る。

<p>教育環境整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT（情報技術）の進展に対応し、施設・設備等のハード面を整備するとともに、ソフト面を充実する。 ・基礎的技術、実用的技術、先端的技術を体験するための実験・実習環境を整備・充実する。 ・安全に配慮した教育環境を整備する。 <p>教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の質の改善のために計画・実行・評価・改善のシステムを確立する。 ・教育の質を確保するために必要な情報の整備に努める。 <p>教材、学習指導法等に関する研究開発等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育方法等の研究・研修についての組織的な取り組み（FD）を充実する。 <p>その他の教育実施体制に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等専門学校卒業生の受け入れから学部 大学院修士課程までの一貫した教育を効果的に実施する体制を高等専門学校との協調によって推進する。 ・海外の大学等との国際的連携を充実強化し、よりグローバルな教育ネットワークの形成を目指す。 	<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館におけるIT学習環境を整備し、電子ジャーナル等の充実、検索データベースの高度化を図る。 ・IT等を活用した教育設備・機器の導入を進め、講義室等の教育機能の高度化を図る。 ・学生の個別学習を支援するためeラーニングシステムのコンテンツ作成支援環境の整備を進める。 ・他教育機関（高等専門学校、他大学）との教育交流を効率的に行うため、遠隔授業、eラーニング関連システムの充実、保守・運用体制を整備する。 ・高度な分析計測装置、工作機械等の機器・設備の利用を支援する技能教育プログラムを整備・充実する。 ・学生の実験研究の安全に配慮して、設備・機器等の改善・整備、配置の適正化、その他必要な環境の整備に努める。 <p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な教育改善組織を活用して、教育の計画的・組織的な評価・改善を行う。 ・卒業・修了後数年を経た卒業・修了生及びその就職先の企業へのアンケートを定期的に実施する。 ・教育の質的向上に係わる有用情報として、他大学等における授業評価アンケート結果、成績評価基準等、教育改善に資する各種資料を収集し、整備する。 <p>教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材、教育方法、学習指導法などについて各課程・専攻において検討するとともに、全学的にも研究開発し、その成果を共有し実践するためのシステムを確立する。 ・学生に対する授業評価アンケート、学部卒業及び修士課程修了時の修得度自己評価アンケート等を継続的に実施する。 ・新任教員に対し、大学の理念、教育・研究方針等について必要な研修を全学的に実施する。 ・eラーニングにおけるコンテンツ作成のノウハウを蓄積し、共同利用を可能にする。 <p>学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等専門学校と本学の学部 大学院を通じた一貫教育の実施のため、両者による教育内容・方法に関する協議・連携の強化を図る。 ・海外の大学等との教育交流に関して学術交流協定の拡充、遠隔授業、単位互換を積極的に推進する。 ・大学院を含めたツイニング・プログラムによる留学生の教育等、海外における教育拠点の形成を目指す。
<p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>学生の学習支援に関する基本方針</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>学生の学習支援の具体的方策</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習に対する相談・助言体制を整備する。 ・成績優秀者に対する表彰制度を整備する。 ・学生の学習環境を整備する。 <p>学生の生活支援等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の生活支援体制等の整備を図る。 ・学生宿舎、福利厚生施設等の整備を図る。 ・学生向け情報サービス機能の整備を図る。 ・課外活動の活性化を図る。 ・就職支援機能の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究室配属前の学生に対して、教員による学習に関する相談・助言制度を改善・充実する。 ・必要に応じ、学資負担者に学生の学習状況を通知する等の方策を講じ、指導教員等との連携により問題行動を早期に把握し、学生の学習に対する相談・助言体制の整備を図る。 ・修士論文及び国際会議等での発表・論文等において特に優秀と認められる学生に対する表彰制度を整備・充実する。 ・年次計画により、全講義室等に冷暖房設備を完備する。 ・学生の自学自習の便宜のため、IT環境にも配慮した自習室の整備・充実を図る。 ・授業で使用する参考図書を整備・充実する。 <p>学生の生活支援等の具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる問題に対応できる総合的な学生相談窓口を設置する。 ・大学独自の奨学金制度について検討する。 ・外国人留学生の民間アパート借受等の際の保証人に関して、機関保証制度を検討する。 ・学生宿舎等の整備・充実、その他居住環境の改善を図る。 ・学生宿舎等のバリアフリー化を推進する。 ・学生向け教務情報、学生生活情報を提供し、また、教職員と学生間のコミュニケーションを総合的にサポートする電子情報システムの構築を図る。 ・課外活動の活性化を図るために、課外活動施設等の整備・充実を図る。 ・就職活動支援のための教員と事務局との連携体制を強化する。 ・専門家によるカウンセリング体制を含めた組織的な学生相談体制を計画的に整備・充実する。 ・経済的に困難な学生に対し、学内において勉学に支障のないような、教育・研究、事務等の補助的業務の雇用機会の提供を拡大する。
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p>
<p>目指すべき研究の方向性に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「技学」の実践を理念とし、先端的研究、融合領域的研究において、いくつかの分野で世界的水準をリードし、我が国の技術革新に資する。 	<p>目指すべき研究の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「材料」「情報」「エネルギー・環境」及び「バイオ」の分野における先端的研究を推進する。 <p>大学として重点的に取り組む領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「材料」の分野においては、情報、エネルギー・環境に関する技術革新を担えるナノ材料の創製、「情報」においては、多様化・高機能化情報処理・通信に向けた処理・通信技術の創出と革新的材料の創製、「エネルギー・環境」においては、エネルギーと環境の調和を図った技術の開発、地域性を考慮した快適安全工学の創成、「バイオ」分野においては、バイオ資源の活用、エネルギー・環境と関連させたバイオ技術に関する研究に重点的に取り組む。 <p>特に、21世紀COEプログラム（卓越した研究拠点）で採択された「材料」及び「工</p>

	<p>「エネルギー・環境」の分野での世界的研究教育拠点を形成する。</p> <p>研究水準向上のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の技術科学の発展のためのシーズとなる萌芽的研究の推進も重点課題とする。 ・若手研究者の育成のために、若手研究者を全国的規模のプロジェクト研究、国際研究集会等に積極的に参加させ、主要な役割を果たさせることにより、プロジェクトのリーダー的役割を担える人材の育成を図る。 ・国際会議、シンポジウムなどを積極的に開催する。 <p>成果の社会への還元に関する具体的方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究等で得られた成果を、ホームページやシーズ集、その他出版物の発行を通じて公開するとともに、シンポジウム、研究報告会等を学内外に向けて開催するなど積極的に発信する。 ・成果を基礎として、企業や外部研究機関等との共同研究を推進し、産業の発展に寄与する。 ・企業のニーズに対応する技術開発を推進するため、学内の施設を提供するとともに、企業の研究者・技術者を受け入れ、共同研究を積極的に展開する。 ・社会人の研修生・研究生・大学院生等あるいはポスドクを積極的に受け入れ、研究活動に参画されることにより、若手研究者の資質向上を図るとともに我が国の技術・科学の進展に寄与する。 ・特許を取得する積極的な姿勢、いわゆる特許マインドの育成を図るとともに、大学発の技術を利用したインキュベーション活動を積極的に推進する。 ・先端技術について分かりやすく解説する一般市民向けの講座を充実する。 ・特に、アジア、中南米諸国における大学や研究機関との国際シンポジウムや研究協力をCOEを中心に推進し、これら地域の研究活動の活性化に資し、国際的還元を図る。 <p>研究の水準・成果の検証に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動及び研究成果について、学外からの評価・検証システムを確立する。
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>研究者等の配置に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のニーズや研究の進展に即応した弾力的な研究者等の配置を実現する。 	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>適切な研究者等の配置に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長の主導により、新たな領域・分野に機動的に研究者等を配置するための定員留保制度を導入する。 ・研究センターについては、再編も含めた見直しを行い、機能的に研究が行える組織及び人員配置体制を整備する。 ・プロジェクト研究を含む分野横断的研究については、系・センターを越えた流動的な研究

	<p>研究資金の配分システムに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究資金を効果的に活用するための全学的な配分システムを整備する。 <p>研究に必要な設備等の活用・整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究に必要な設備等の活用・整備、研究を支援する図書館機能の充実を図る。 <p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産本部を設置し、知的財産の創出、取得、管理及び活用に全学的に取り組む。 <p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価内容・方法の改善・充実と評価結果の活用を進める。 <p>全国共同研究、学内共同研究等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外との研究交流や学内共同研究を一層推進する。
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>社会との連携・協力、社会サービス等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の要請に応じて、人材その他の資源を積極的に提供する。 	<p>者配置を行える体制の整備について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサーチ・アシスタント（R A）などの研究補助者の重点的配置と積極的活用を図る。 <p>研究資金の配分システムに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・萌芽研究及び基礎研究並びに東南アジアなどの諸外国の大学や高等専門学校との共同研究に対しても研究費の配分を行う。 ・ポスドクなど若手研究者に対して学内公募制に基づく研究費配分を行う。 ・オーバーヘッド制（外部資金の一部を全体的経費としてプールする制度）等の導入を含めた研究資金の全学的活用方策を検討する。 <p>研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT利用環境の一元的な整備を図る。 ・共同利用が可能な各種大型試験機器や大型分析装置などの研究設備の充実に努める。 ・図書館の電子図書館化を更に推進する。 ・高等専門学校に対する拠点図書館機能の充実を図る。 <p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産ポリシー、利益相反ポリシー及び責務相反ポリシーを確立する。 ・研究者の特許出願支援に必要なシステムを整備する。 ・大学帰属とする特許の有用性を評価するシステムの構築を図る。 <p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表論文、特許などの質を考慮した評価システムの構築を図る。 ・研究者に対する評価結果の有効なフィードバック・システムを確立する。 ・評価結果を資源配分に有効に反映させるシステムを整備する。 <p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研究領域ごとに定期的に行う高等専門学校・長岡技術科学大学教員交流研究集会の充実を図る。 ・スペース・コラボレーション・システム（通信衛星を利用した遠隔教育システム）及びeラーニングシステム（情報技術を活用した教育システム）を活用した研究交流を推進する。 ・研究領域を超えた学内共同研究プロジェクト等を積極的に推進する。
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>社会との連携・協力、社会サービス等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の要請に応じて、人材その他の資源を積極的に提供する。 	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等へ委員として参画するなど地方公共団体等に対する協力を推進する。 ・特殊あるいは大型の研究設備を、適切な技術指導のもとで学外の利用に供する。

<p>産学官連携の推進に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な産学官連携体制を整備する。 <p>国際交流等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成面、研究面及び地域での国際交流の推進、国際貢献の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会のニーズに応える魅力ある公開講座、技術開発懇談会、高度技術者研修などの研修会等を開催し、他大学等との連携も考慮し、社会人への教育サービスを継続・充実する。 ・技術展示会、フォーラム等、地域社会の行事などに積極的に参加する。 <p>産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内教員の研究成果（特許、論文、研究技術紹介など）の外部発信機能を充実する。 ・産学官の研究交流会や研究発表会を定期的に実施する。 ・経営指導、開発研究支援などのインキュベーション機能を強化する。 ・民間企業等からの技術相談に適切に応じる学内システムを構築するなど産学リエゾン機能を強化する。 ・地域の技術者ネットワークを活用した地域技術者との交流を推進する。 ・産業界等社会との連携に資するセンター等の一元的管理体制の整備を図る。 ・企業との間で技術交流等の包括的な協定の締結を計画的に推進する。 <p>国際交流等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い留学生の受け入れに関する支援体制を強化し、全学生の1割程度を受け入れることを目指す。 ・国際交流協定大学・研究機関との学術交流を積極的に進めるとともに、人材育成面で、ツイニング・プログラムや海外実務訓練等の充実を図る。 ・留学生と日本人学生との交流や地域社会との交流の機会を拡充し、地域社会の国際化に資する。 ・アジア・中南米諸国の教育研究機関との連携のもと、国際的な教育研究拠点の形成を図る。 ・外国人研究者の受け入れ体制を整備・充実するとともに、学術研究交流を推進し、研究水準の向上を図る。
(2) 附属病院に関する目標 本学該当なし	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 本学該当なし
(3) 附属学校に関する目標 本学該当なし	(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 本学該当なし
業務運営の改善及び効率化に関する目標	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 運営体制の改善に関する目標	1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
<p>機動的・戦略的な大学運営に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長を中心とした機動的・戦略的な大学運営を遂行できる体制を整備する。 	<p>機動的・戦略的な大学運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長がリーダーシップを効果的に發揮できるよう、理事のほか、必要に応じ各種業務を担当する学長補佐職を置き、学長補佐体制の強化を図る。 ・学長がリーダーシップを発揮し、各組織の教育研究をより活性化できるよう、予算、人的資源、施設について流動的な配分を可能とする仕組みを整備する。 ・専門性を強化するため、顧問など学外有識者を活用する仕組みを導入する。

<ul style="list-style-type: none"> 各種委員会等の機能整備と効率的運営を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各系の運営体制を強化するために必要な組織の整備等を行う。 各種委員会等の役割・機能を見直し、必要に応じ再編・統合を行うなどその効率化と機能向上を図る。
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する方針 ・社会のニーズを的確に反映するためのシステムを構築する。</p> <p>教育研究組織の見直しの方向性に関する方針 ・社会のニーズ及び科学技術の進展に応じた教育研究組織とする。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 ・高等専門学校・専門高校等や企業等の要請を教育研究組織に反映させるためのシステムを構築する。</p> <p>教育研究組織の見直しの方向性に関する具体的方策 ・高等専門学校や専門高校の要請等に基づき、連携を強化するとともに、教育形態の多様化に対応した進学機会を提供するため、必要な教育研究組織の整備を図る。</p> <p>・社会の要請に応じた新しい形態の大学院教育について検討する。特に、高等専門学校専攻科修了生を対象に、高等専門学校と連携したサテライトキャンパスによる修士課程プログラムの実施を検討する。</p> <p>・研究教育の高度化に対応した教育研究組織の改善・強化を図る。特に21世紀COEプログラムの研究成果に基づく博士後期課程の必要な整備を図る。</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>人員（人件費）管理システムに関する基本方針 ・全学的な人件費管理を行う。</p> <p>教員人事に関する基本方針 ・学長の教員人事に対する関わり方を検討・実施することにより、教育・研究体制の一層の充実を推進する。 ・適切な選考基準、選考手続等を確立する。 ・教員の流動性を促進するとともに、教員構成の多様化を推進する。</p> <p>事務系職員人事に関する基本方針 ・事務系職員の専門性強化に積極的に取り組み、企画力を高める。</p>	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>人員（人件費）管理システムに関する具体的方策 ・教育研究上の新たな需要に対応し、機動的、戦略的な人員配置を進めるため、全学一元的な人件費の管理体制、管理方法を構築する。</p> <p>教員人事の基本方針を達成するための具体的方策 ・技術科学の進展及び社会のニーズに対応した教育・研究体制の整備・充実を図ることを目的に、教員人事については、学長を中心とした執行部の一元的把握の下に行う。 ・選考方法の公正・透明性を高めるために原則として完全公募制とし、採用、昇任の基準等を明文化し、公表することを検討する。 ・教員に対する適切な任期制のあり方と戦略的な任期制の導入を検討する。 ・大学間あるいは高等専門学校、他の機関等との人事交流を推進する。 ・企業及び官公庁等の実務経験を有する者の教員全体に占める比率を概ね3割程度は確保するよう配慮する。 ・女性及び外国人の積極的採用を図る。</p> <p>事務系職員人事の基本方針を達成するための具体的方策 ・専門性に配慮した適切な人事配置を行うこととし、計画的な人事を実施する。 ・質の高い高度な専門能力育成のため、業務別研修を実施するとともに、他機関等の研修にも積極的に参加する。 ・優れた人材の確保・養成や人事の活性化を図るため、引き続き他大学等との人事交流を積</p>

<p>技術系職員人事に関する基本方針 ・専門性の強化と全学的な教育研究支援体制を確立する。</p> <p>教職員に係る人事評価システムに関する基本方針 ・公正で透明性の高い人事評価を実施し、人事に反映させる。</p>	<p>極的に行う。</p> <p>技術系職員人事の基本方針を達成するための具体的方策 ・社会のニーズ、本学の教育・研究体制の特徴、効率的運営体制の整備・充実等の視点から、技術系職員による全学的な教育研究支援体制について検討する。 ・資格・免許等の取得を積極的に奨励する。</p> <p>教職員に係る人事評価システムを構築等するための具体的方策 ・優秀な教員を確保し維持するための厳正な能力・職責・業績等を反映させた、公正で透明性のある人事評価システムを整備する。 ・事務局職員の士気の向上を図り、質の高い職員を確保し維持するための公正で透明性のある人事評価システムを整備する。 ・人事評価の高い優秀な教員に対して、サバティカル制度の導入を検討する。 ・教職員の業績に基づく、インセンティブに富んだ適切な給与システムを整備する。 ・期末・勤勉手当における業績比例部分の増大と客観性・透明性のある評価システムを確立する。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>事務処理の効率化・合理化に関する基本方針 ・社会の変化に対応し、事務処理の内容・方法・体制等を恒常に見直して、効率化・合理化を推進する。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策 ・恒常に業務内容を精選し、事務処理の方法等の見直しを行う。 ・業務内容、業務量を定期的に評価し、これに基づく人員の再配置を実施する。 ・事務処理要領等のマニュアルの整備により、業務の効率化を推進する。 ・事務分掌の恒常的見直しを行う。 ・迅速・機動的な事務処理、責任・権限の明確化を図る観点から、事務の権限委任に関するあり方を検討し、整備する。 ・事務処理の効率化を図るために事務情報化を推進する。 ・他大学等と事務情報化の連携・協力を推進する。 ・業務のアウトソーシングの新たな導入を検討する。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>外部研究資金その他の自己収入の増加に関する基本方針 ・外部研究資金その他の自己収入を増加させるための環境を整備する。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>外部研究資金その他の自己収入の増加の具体的方策 ・リエゾン機能を強化するなど、産学連携を一層推進する。 ・学内予算配分において、外部資金の獲得状況等を反映する傾斜配分を推進する。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>経費の抑制に関する基本方針 ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>経費の抑制に関する具体的方策 ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。</p>

<p>おいて示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算の効率的な執行と経常経費の削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学内予算の早期編成による予算の計画的な執行を図るとともに、各業務における予算投入額とその成果である目標達成状況を分析して予算配分に反映させる等、予算の効率的な執行に努める。 学内向けの通知や通信について、電子メールの利用やウェブ化によるペーパーレス化を図り経費の削減を図る。 集中型冷暖房から個別冷暖房への切り替えや、省エネ機器への切り替えの促進により経費の削減を図る。 予算執行状況をリアルタイムで確認可能なシステムを導入し、学内各組織における予算管理体制を強化するとともに、職員一人一人のコスト意識の徹底を図る。 業務委託契約の仕様内容等の見直しを行い、経費の削減を図る。 定型的な業務のアウトソーシングにより、人件費の抑制を図る。
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>資産の運用管理に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部資金等の安定的な運用を図る。 	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>資産の運用管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄附金など外部資金等を安全・確実に運用管理するためのシステムを整備する。
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>評価の充実に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価方法の改善・充実を図る。 	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>評価の充実のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価を効果的に実施するため、評価事項等を定期的に見直し、改善を図る。 自己点検・評価に関連する統計資料等を整備し、充実する。 自己点検・評価結果のフォローアップ体制を確立する。
<p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>情報公開等の推進に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 本学の活動状況等に関する情報を積極的に公開、提供する。 対象者に応じた広報システムを確立する。 	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>情報公開等の推進のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 本学の活動状況等に関する情報を整備し、外部へ積極的に公開・提供するための体制を強化する。 学生とその保護者、卒業生、企業、一般市民など対象者別に広報誌を発行するなど、広報活動を強化する。
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>施設等の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度な教育研究活動に対応する質的水準を備えた施設環境の実現を目指す。 社会や学術研究の変革に対応できるよう、弾力的、流動的な利用が可能となる、柔軟性を持った施設の実現を目指す。 周辺の自然環境との調和や安全性に配慮しつつ、豊かな 	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>施設等の整備に関する具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学院の改組・充実を含めた教育研究の高度化に対応するスペース・機能を確保するため、国の財政措置の状況を踏まえ、既存施設の改修を主体に、必要な施設整備の推進を図る。 産学連携を積極的に推進する施設の整備拡充及びインターネットを活用した遠隔教育を実践的に推進するための施設整備の推進に努める。 学生生活支援、国際交流の積極的推進のため学生宿舎等の整備・充実に努める。

<p>生活空間として、ゆとりと潤いを感じさせるようなキャンパス環境の整備を目指す。</p> <p>施設等の有効活用及び維持管理に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設の活用、維持保全、運営管理等を一体的に行い、良好な施設の機能を維持し、長期間有効に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的創造活動の場にふさわしい環境づくりの一環として、スポーツ施設、課外活動施設、福利厚生施設等の改修整備の推進に努めるとともに、緑・池・広場等を有効に活用した潤いのある屋外環境を形成する。 高齢者や身体障害者が円滑に施設を利用できるよう、段差の解消、身障者用トイレ等の整備を積極的に進める。 外国人等多様な利用者のために、わかりやすい案内標識等の整備を積極的に進める。 エネルギー供給、情報通信等の基幹的設備について、信頼性、経済性、利便性等に配慮しつつ、今後の教育研究の進展に十分対応できるよう計画的な整備の推進に努める。 企業等によるエネルギー設備の整備や学外施設等の活用についても積極的に取り組む。 学生サービス向上のため、トイレの自動洗浄と乾式化を計画的に実施する。 エネルギーの効率的使用を図るため、廊下等照明の人感センサー制御、実験研究室等の高効率蛍光灯器具への更新を計画的に実施する。 <p>施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的に施設の自己点検・評価を実施し施設等の有効活用を更に推進する。 学内施設の有効活用を推進するために、全学一体的な管理体制を整備するとともに、事務組織についても所要の調整を行うなど効率的な運用管理を行う。 弾力的、流動的に利用できるスペースを確保し、有効に活用していくための施設利用料を徴収する「スペース課金」制度の導入を図る。 施設を長期間安全かつ有効に活用するため、施設の管理運営方針を踏まえ、ライフサイクルに応じた施設の点検、保守、管理、修繕等を計画的に実施する。 施設の適切な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の適切な処理等について、教職員はもとより、学生まで意識・知識の浸透を図る。
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>安全管理体制に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学的に安全管理体制を強化する。 <p>安全教育に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全教育の強化を図る。 	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>安全管理体制の充実・改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づいた安全管理のための組織体制を全学的に整備する。 実験室等の安全管理の徹底と改善を実施する。 業務別取扱物質に応じた事故防止マニュアルを作成する。 放射性物質、化学薬品等のデータベース管理システムの構築について検討する。 安全管理の学内査察制度を導入する。 <p>安全教育の強化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険有害業務従事者に対する安全研修計画を策定する。 学生に対し、実験・実習等の安全を確保するためのオリエンテーション等を強化するとともに継続指導を徹底する。

学部等の記載

中期目標		中期計画	
別表(学部、研究科等)		別表(収容定員)	
学部	工学部	工学部	940人
研究科	工学研究科 技術経営研究科	工学研究科 (修士814人、博士90人)	904人
平成16年度		工学部	940人
平成17年度		工学研究科	914人 (修士824人、博士90人)
平成18年度		工学部	940人
		工学研究科	916人 (修士816人、博士100人)
		技術経営研究科(専門職学位課程)	15人
平成19年度		工学部	940人
		工学研究科	918人 (修士808人、博士110人)
		技術経営研究科(専門職学位課程)	30人
平成20年度		工学部	940人
		工学研究科	928人 (修士808人、博士120人)
		技術経営研究科(専門職学位課程)	30人
平成21年度		工学部	940人
		工学研究科	928人 (修士808人、博士120人)
		技術経営研究科(専門職学位課程)	30人

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
11億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画は想定していない。

剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額(百万円)	財源
・小規模改修	総額	施設整備費補助金
・災害復旧工事	279	(279)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成課程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(1) 教員人事の基本方針

- ・技術科学の進展及び社会のニーズに対応した教育・研究体制の整備・充実を図ることを目的に、教員人事については、学長を中心とした執行部の一元的把握の下に行う。
- ・選考方法の公正・透明性を高めるために原則として完全公募制とし、採用、昇任の基

	<p>準等の明文化及び教員に対する適切な任期制のあり方と戦略的な任期制の導入を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性及び外国人の積極的採用を図る。 <p>(2) 事務系職員人事の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性に配慮した適切な人事配置を行うこととし、計画的な人事を実施する。 ・優れた人材の確保・養成や人事の活性化を図るため、引き続き他大学等との人事交流を積極的に行う。 <p>(3) 技術系職員人事の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のニーズ、本学の教育・研究体制の特徴、効率的運営体制の整備・充実等の視点から、技術系職員による全学的な教育研究支援体制について検討する。 <p>(4) 教職員に係る人事評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優秀な教員及び質の高い職員を確保し、維持するため公正で透明性のある人事評価システムを整備する。 ・教職員の業績に基づく、インセンティブに富んだ適切な給与システムを整備する。 <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 21,259百万円(退職手当は除く)</p> <p>3. 中期目標期間を超える債務負担 該当なし</p> <p>4. 災害復旧に関する計画 平成16年10月に発生した新潟県中越地震により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。</p>
--	--

(別紙)予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	24,094
施設整備費補助金	279
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,280
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	8,401
授業料及入学金検定料収入	8,041
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	360
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,955
長期借入金収入	0
計	37,009
支出	
業務費	32,495
教育研究経費	28,232
診療経費	0
一般管理費	4,263
施設整備費	279
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,955
長期借入金償還金	1,280
計	37,009

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 21,259百万円を支出する。(退職手当は除く)

注)人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については、国立大学法人長岡技術科学大学退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人事費相当額及び管理運営経費の総額。L_(y - 1)は直前の事業年度におけるL_(y)。

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y - 1)は直前の事業年度におけるD_(y)。（D_(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究費の総額。D_(y - 1)は直前の事業年度におけるD_(y)。（D_(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F_(y - 1)は直前の事業年度におけるF_(y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y - 1)は直前の事業年度におけるD_(y)。

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y - 1)は直前の事業年度におけるD_(y)。

「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費の総額。E_(y - 1)は直前の事業年度におけるE_(y)。

「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E_(y - 1)は直前の事業年度におけるE_(y)。

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E_(y - 1)は直前の事業年度におけるE_(y)。

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

[附属病院運営費交付金対象事業費]

「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人事費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度に措置する経費。

「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

「附属病院収入」：附属病院収入。 $J(y - 1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 每事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x)\} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y - 1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

$D(y)$ ：学部・大学院教育研究経費（）、附属学校教育研究経費（・）を対象。

$E(y)$ ：教育研究診療経費（）、附置研究所経費（）、附属施設等経費（）を対象。

$F(y)$ ：教育等施設基盤経費（）を対象。

$G(y)$ ：特別教育研究経費（）を対象。

$H(y)$ ：入学料収入（）、授業料収入（）、その他収入（）を対象。

2. 每事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y - 1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times (\text{係数}) - J'(y)]$$

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

$I(y)$ ：一般診療経費（）、債務償還経費（）、附属病院特殊要因経費（）を対象。

$J(y)$ ：附属病院収入（）を対象。 $(J'(y))$ は、平成16年度附属病院収入予算額。

$K(y)$ は、「経営改善額」。）

3. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y - 1) + (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

$L(y)$ ：一般管理費（）を対象。

$M(y)$ ：特殊要因経費（）を対象。

【諸係数】

- (アルファ) : 効率化係数。1%とする。
- (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用するには、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
- (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
- (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金收入は、「施設・整備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成15年度の最終受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、「中期計画期間中の予算の推計について」により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区分	金額
費用の部	35,173
経常費用	35,173
業務費	31,929
教育研究経費	7,299
診療経費	0
受託研究費等	1,560
役員人件費	412
教員人件費	15,240
職員人件費	7,418
一般管理費	2,299
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	945
臨時損失	0
収入の部	35,173
経常収益	35,173
運営費交付金	23,929
授業料収益	5,322
入学金収益	1,496
検定料収益	232
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,560
寄附金収益	1,329
財務収益	0
雑益	360
資産見返運営費交付金等戻入	501
資産見返寄附金戻入	30
資産見返物品受贈額戻入	414
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 . 資金計画

平成 16 年度～平成 21 年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	3 7 , 6 2 3
業務活動による支出	3 4 , 2 2 8
投資活動による支出	1 , 5 0 1
財務活動による支出	1 , 2 8 0
次期中期目標期間への繰越金	6 1 4
資金収入	3 7 , 6 2 3
業務活動による収入	3 5 , 4 5 0
運営費交付金による収入	2 4 , 0 9 4
授業料及入学金検定料による収入	8 , 0 4 1
附属病院収入	0
受託研究等収入	1 , 5 6 0
寄附金収入	1 , 3 9 5
その他の収入	3 6 0
投資活動による収入	1 , 5 5 9
施設費による収入	1 , 5 5 9
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	6 1 4

注) 前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄附金に係る国からの承継見込額 6 1 4
百万円である。